#### 藤沢市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市(以下「市」という。)がインターネット上に公開するホームページへの広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

- 第2条 ホームページに掲載する広告(以下「広告」という。)は、バナー広告とし、バナー広告から遷移するホームページの内容が行政広報の公共性及 び品位を損なうおそれがないもので、その範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。
  - (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
  - (4) 意見広告及び名刺広告に類するもの
  - (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
  - (6) 通信販売及び訪問販売に類するもの
  - (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
  - (8) 求人広告に類するもの
  - (9) 人権を侵害するおそれのあるもの
  - (10) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
  - (11) 学校教育での教材資料に掲載するもの
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、ホームページに掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載期間)

- 第3条 広告を掲載する期間は、1カ月を単位とし、広告の掲載を希望する者 (以下「申込者」という。)が複数月の掲載を希望するときは、12カ月を 限度として掲載を承諾することができる。
- 2 広告掲載期間内に、市の都合でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖 時間に応じ、別表1に定めるところにより掲載期間を延長する。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページ、カテゴリーページ、課トップページの市が指定する位置とする。

(広告の掲載順序等)

第5条 広告の掲載の順位は、次の各号の順序によるものとする。この場合において、同順位に複数のものがある場合は、広告掲載期間が長い広告のもの

を優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、申込みの順序により決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共性の高いもの
- (3) 私企業のうち、市内に事業所等を有するもの
- (4) 前3号に該当しないもの
- 2 前項の規定よる順位により広告を掲載した場合に空きが生じたときは、順 次掲載位置を繰り上げるものとする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

サイズ	縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル
画像形式	GIF(アニメーション GIF を除く)、JPEG、PNG
容量	10KB 以内

2 ページデザイン及びアクセシビリティを保持するため、バナー画像は、 文字色や背景色のコントラストを十分にとり、文字やイラスト等は鮮明に 見えるようにすること。また、バナー画像の内容を表現した代替テキスト について、先頭を「広告:」として30文字以内で指定すること。

#### (広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、トップページは月額20,000円とし、6カ月以上継続した場合は課トップページに掲載することができる。カテゴリーページは月額10,000円とし、12カ月以上継続した場合は課トップページに掲載することができる。

(広告掲載の募集)

第8条 市長は、藤沢市ホームページ等により広告掲載の募集を行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

- 第9条 申込者は、藤沢市ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に別表 2に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、その諾否を決定し、藤沢市ホームページ広告掲載承諾通知書(第2号様式)により当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

- 第10条 広告を掲載することを承諾された者(以下「広告主」という。)は、 毎月広告掲載日の15日前までに広告掲載料を支払わなければならない。た だし、4月1日が広告掲載開始日になる場合は、市が別途指定する期日まで に広告掲載料を支払うものとする。
- 2 前項に掲げる広告掲載日は、月の初日とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が 指定する期日までに提出するものとする。

(広告主の責任)

- 第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。
  - (広告掲載の取消し)
- 第13条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。
  - (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
  - (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
  - (3) 市長が広告主又は広告内容が不適当であると認めた場合

#### (広告掲載料の返還)

- 第14条 市長は、広告掲載料を納付した後に広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、既納広告掲載料を返還するものとする。 (委任)
- 第15条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附則

- この要領は、平成16年11月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成18年3月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成19年5月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成26年8月25日から施行する。 附 則
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。

### 別表1 (第3条関係)

閉鎖した時間	延長する日数
1時間以上24時間以內	1日
24時間を超えたとき	閉鎖した日数+1日

### 別表2 (第9条関係)

藤沢市ホームページ広告掲載申込書添付書類

- 会社案内パンフレット
  ※事業内容、社歴等が わかるもの
- 2. 資格、免許等を必要とする業種については、 資格又は免許証の写し、諸証明書の写し等の 書類

# 第1号様式(第9条関係)

# 藤沢市ホームページ広告掲載申込書

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
(キマサ) 萨、	<b>石士</b> 臣		年	月	日				
(あて先)藤淳	大巾女 申込者	住所							
		氏名							
		電話	(	)					
(団体にあっては	、主たる事業所の所在地、名	称及び代表	長者の氏/	名を記入し、	てください。)				
次のとおり藤沢市ホームページへの広告の掲載を申し込みます。									
相带交供用	年 月 日才	316	年						
掲載希望期間	  ※掲載期間は1カ月単位で聶	<b>曼長12カ</b>	月(延長	(計 :は妨げない					
広告内容	バナーリンク先URL				<u>-</u>				
	   代替テキスト(30文字以	<del>  </del>							
	八骨/ イヘト (30 久子以	.P3)							
掲載希望位置	□トップページ								
(□にチェック をしてください)	カテゴリページ								
& U ( \ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	·	□「暮ぇ	うし・手	·続き					
	□「防災・防犯」 □「暮らし・手続き」 □「健康・福祉・子育て」 □「教育・文化・スポーツ」								
	□「まちづくり・環境」  □「仕事・産業」								
	□「市政情報」 								
	※トップページ(6カ月以上)、カテゴリページ(12カ月以上)に								
	継続して掲載する場合は、下記も記入								
	□課トップページ(				課)  円				
業種									
添付資料	・会社案内パンフレット								
中 > 1 世 > 世 > 世 > 世 > 世 > 世 > 世 > 世 > 世 >	<ul><li>バナー画像データ</li></ul>								
申込者連絡先	担当部署・氏名 電話番号								
	<b>E</b> ガールアト・レス								
	·								

# 第2号様式(第9条関係)

## 藤沢市ホームページ広告掲載承諾等通知書

年 月 日

様

## 藤沢市長

次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分		広告掲載	えを承認	苦します。			
(人) (上) (人)		広告掲載	を承認	苦しません。			
承諾しない理由							
広告掲載	(	年 )	月	日から (	年 ) (		日月)
広告掲載料金						円	
備考							